

随意契約理由書

件名	令和7年度 西神・山手線 車輪転削盤整備作業
契約の相手方	川重商事株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 西神・山手線の車輪転削盤は、鉄道車両の車輪に対し正確な踏面形状を削り出すものであり、長期にわたり性能を維持する必要がある。 また、転削盤を構成する部品には精密な加工技術の他、大きな負荷に耐えるための材料選定や熱処理等が必要となるが、これらの詳細は一般に開示されていない。 以上のことから当局車輪転削盤を修理できるのは、本来は納入当時に設計・製作した川崎重工株式会社以外にはない。しかし、同社は現在車輪転削盤に関する業務を行っておらず、当該車輪転削盤を修理できるのは業務を譲渡された株式会社アサヤマのみであるが、代理店を通さないと契約できない。 西日本地域では、川重商事株式会社が唯一の代理店となる。 よって、上記業者を指名する。	
担当部署 (問合せ先)	地下鉄車両課検車区 (電話番号:078-793-1306)